



廃棄物の不適正処理事案（不法投棄，不適正残土等）広域連携ホットライン協定

石岡市，小美玉市，かすみがうら市，茨城町(以下「市町」という。)は，不法投棄，不適正残土など廃棄物の不適正処理事案(以下「不法行為」という。)の抑止に係る連携方策を速やかに講じることについて，次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は，市町において，不法行為が発生又は発生の恐れがあるとき，市町が迅速に情報を共有し，不法行為に対し広域的な対応を講じるため，必要な事項を定めることを目的とする。

(連携する事務事業)

第2条 不法行為に関し市町が連携する事務事業は，次に掲げる事務事業とする。

- (1)情報連携に関すること。
(2)未然防止に関すること。
(3)周知啓発に関すること。
(4)地域住民との連携に関すること。
(5)その他特に必要な事項に関すること。

(経費)

第3条 第2条に掲げる事務事業に要する経費は，市町が協議しこれを負担する。

(連携体制)

第4条 市町は，不法行為に係る担当課を定めるとともに，あらかじめ連絡調整にあたる職員を設ける。



(補則)

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は，市町がその都度協議し定める。

この協定書締結の証として，本書4通を作成し，市町において署名押印の上，各自その1通を保有するものとする。

令和5年5月25日

石岡市石岡一丁目1番地1

石岡市

石岡市長

谷島洋司 (Seal)

小美玉市堅倉 835 番地

小美玉市

小美玉市長

島田幸 (Seal)

かすみがうら市上土田 461 番地

かすみがうら市

かすみがうら市長

宮嶋謙 (Seal)

茨城町大字小堤 1080 番地

茨城町

茨城町長

小林資夫 (Seal)